

国民年金保険料の納付が困難なときは

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ所得基準額以下であるときや、失業や災害などの特別な事情があり、保険料を納めることが難しい場合、申請して承認されると保険料が全額免除または一部納付（免除）となる制度です。

●保険料免除・納付猶予の承認基準、承認された場合の納付額●

| | 所得基準額（前年度所得） | 保険料額（月額） | 年金額への反映割合 |
|--------------------|--------------------------|----------|-------------------------|
| 全額免除 | (扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円 | 納付なし | 1/2 (H21. 3月分までは1/3) |
| 4分の1納付 (4分の3免除) | 88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 4,380円 | 5/8 (H21. 3月分までは1/2) |
| 半額納付 (半額免除) | 128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 8,760円 | 6/8 (H21. 3月分までは2/3) |
| 4分の3納付 (4分の1免除) | 168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 13,130円 | 7/8 (H21. 3月分までは5/6) |

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。

納付猶予制度（50歳未満の方）

平成28年7月以降から50歳未満の方で、本人、配偶者（世帯主の所得審査はありません）の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。（平成28年6月までは30歳未満が対象になります。）

学生納付特例制度（学生の方）

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等に在学する方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。

（所得の審査は本人のみです。）

※各種学校については学校教育法に規定される学校（修業年数が1年以上である課程）が対象です。

※国内に所在する海外大学（日本分校）であって文部科学大臣が指定した課程に在籍する学生も対象です。

申請手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ②学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し
- ③失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給資格者証」、「離職票」等

申請手続き 砂川年金事務所 電話：0125-52-2144

住民課住民係 電話：0125-68-2112

令和8年度償却資産（固定資産税）の申告

令和8年1月1日時点で浦臼町内に償却資産（土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産）を所有する法人および事業を営んでいる個人の方は、地方税法第383条の規定により、所有する償却資産について毎年申告する義務が定められています。

【申告書の提出期限】
令和8年2月2日（月）まで（土・日・祝日を除く）
※窓口の受付開始日は令和8年1月6日（火）になります。
※期限内申告にご協力願います。

【提出書類】
①償却資産申告書
②種類別明細書（増減資産・全資産用）
*令和7年度分の申告をされた方には、12月下旬に申告書類を送付しております。
内容を確認後、必要事項を記入し提出をしてください。
*前年中に資産の増減がない場合でも、必ず申告をお願いします。
*事業を行っていても償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。また、廃業等で全ての資産が減少した方も申告をお願いします。
*新規に事業を開始された方や昨年度申告をされなかった方は、浦臼町役場税務係までご連絡ください。

【提出先】
浦臼町役場 住民課税務係（役場1階）

【提出方法】
書類を税務係窓口にご持参いただくか、郵送による提出、電子申告も可能です。

【電子申告について】
eLTAX（エルタックス）を利用して、インターネットによる電子申告ができます。
詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX地方税ポータルシステムホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



eLTAX
ホームページ

お問い合わせ 住民課税務係 電話：0125-68-2112

議会カフェのお知らせ

浦臼町議会では町民の方がどなたでも自由に参加でき、議会議員と意見交換ができる議会カフェを開催します。

時間内は出入り自由ですので、都合の良い時間にお越しください。

日 時 2月9日（月）

午前の部 10：00～12：00 午後の部 13：00～15：00

場 所 多世代交流施設えみる 多目的室2

お問い合わせ 議会事務局（役場3階） 電話：0125-68-2299